

「食肉衛生検査所BPR支援業務」委託 仕様書

1 業務の目的

獣医師不足の中、子育て世代や高齢者の労働参加・定着を促進し、本県における適正な食肉検査体制を維持するため、食肉衛生検査所の獣医師の働き方改革や効率的な業務体制の構築を図ることを目的とする。

2 支援対象となる事業所

都農食肉衛生検査所（詳細別紙のとおり）

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

4 業務委託の内容

（1）業務の全体調整

委託者と協議を行い、その目的を十分に理解した上で、プログラムや年間スケジュールの作成、業務全般の進捗管理を実施すること。

（2）業務・改善策の分析

都農食肉衛生検査所における業務について、昨年度実施したBPRの成果品（職員アンケート・ヒアリングの結果や各業務の問題点・課題の可視化、改善策の実行計画等）を元に引き続き改善策を実施すること。なお、必要に応じて委託者は以下の役割を担う。

- ・分析等に必要な各種関連資料の提供
- ・改善策実施に伴う職員への聞き取りや意見のすりあわせ

（3）BPRの実施

①改善策の実施支援

- ・と畜検査の外部検証業務^{*}におけるノーコード/ローコードツールの仕様作成と導入スケジュールの検討（導入費用は当該委託業務とは別委託を予定）
- ・輸出証明書の確認項目の確定を踏まえた新規の業務フローの構築
- ・輸出に係る荷口検査の際の封印シール貼付けの廃止（台湾、ベトナム向け）など、輸出業務に係る事務の庁内標準化
- ・Excelを用いた食鳥集計ファイルに関する業務フローの構築と各検査所との調整
- ・業務全体におけるペーパーレス化の推進
- ・回覧のデジタル化のための職員向けMicrosoft Teamsの講習会等の操作研修の開催
- ・即時性がある、有効な改善策については他検査所へ導入調整
- ・情報共有の機会の創出
- ・その他無駄な作業の削減

※外部検証業務の様式は別紙のとおり

②改善策実施結果の分析・評価

(4) 業務の実施体制の確保

委託期間のすべてにおいて、円滑な業務の遂行のため、委託者との連絡調整や業務の進捗管理等を行う統括責任者や担当者の配置を行い、事業の進捗状況や効果について、定期的に報告を行うこと。

また庁内の合意形成にあたっては、有益な資料の提供や説明会の開催支援などを適宜行うこと。

ただし、進捗状況の報告に係る会議や協議については、必ずしも対面の必要性がないと委託者が判断した場合には、受託者がWEB会議等を準備することで実施を可能とする。

5 成果品等及び納入場所

(1) 成果品

委託業務報告書（紙媒体1部及び電子データ）

(2) 納入場所

〒880-8501 宮崎市橋通東1丁目9番18号（防災庁舎）
宮崎県福祉保健部衛生管理課乳肉衛生担当

6 権利等

(1) 本業務の履行に係る成果物（映像、印刷物等）の所有権はすべて委託者に帰属する。

(2) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2項第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(3) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を利用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を行うものとする。ただし、委託者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

7 その他

(1) 作業の実施にあたっては、委託者と十分に協議の上、行うこと。

(2) 委託者との円滑・迅速な業務遂行を行える体制を取ること。

(3) 成果品の内容が不適切と認められる場合、再提出を求める場合がある。

(4) 業務の遂行について、委託者の求めにより、随時報告を行うこと。

(5) コンプライアンス、プライバシー保護、情報セキュリティの取組みを徹底すること。また、本業務の遂行上、知り得た秘密（個人情報を含む）を他に漏らしてはならない。

(6) 本業務の遂行において、受託者が第三者へ損害を与えた場合、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、受託者の責任において、その損害を賠償すること。

(7) その他、本仕様書に記載されていない事項または不測の事態への対応については、委託者と協議の上、決定すること。

宮崎県都農食肉衛生検査所業務概要

【事業所】

- 1 所在地 宮崎県都農町大字川北 1 5 5 3 0 番地
- 2 職員数 獣医師 3 1 名（正規職員 1 5 名、非常勤 1 6 名）
事務職 4 名（正規職員 1 名、非常勤 3 名）

【所管施設】※休止施設は含まない

- 1 と畜場 2 施設 [都農町 1、西都市 1（令和 6 年 2 月～操業）]
- 2 大規模食鳥処理場 3 施設（川南町 2、新富町 1）
- 3 認定小規模食鳥処理場 5 施設（川南町 1、西都市 3、高鍋町 1）

【主な業務内容】

- 1 と畜検査（牛・豚）及び食鳥検査（鶏）に関すること
微生物、理化学、病理検査等の精密検査も含む
- 2 と畜場及び食鳥処理場（以下、「施設」という）並びにそれらの附属施設（カ
ット室含む）の衛生保持の指導監督に関すること
※ 食鳥処理場には、大規模食鳥処理場・認定小規模食鳥処理場を含む
- 3 施設における外部検証業務（微生物検査、作業前・中点検等）に関すること
- 4 認定小規模食鳥処理場の許可及び確認規程の認定等に関すること
- 5 施設からの変更届出等に関すること
- 6 施設の輸出認定申請に伴う指導等に関すること
- 7 食肉の輸出における輸出証明書の発行に関すること

【参考】

その他業務に係る詳細資料は宮崎県ホームページ内で公表

「令和 4 年度 宮崎県食肉衛生検査所業務概要」

URL : https://www.pref.miyazaki.lg.jp/eiseikanri/bosai/ese/syokuniku_r4.html